

西独の第三次家庭報告の概要

抄訳・中込政則

(在西独日本大使館)

(編集部注)

西独では、1970年に家庭問題に関する包括的な専門家委員会の報告がなされ、次いで1975年に第二次報告が、1979年に第三次報告がなされた。(Dritter Familienbericht, Die Lage der Familien in der Bundesrepublik Deutschland, Drucksache 8/3120, 1979.8.20)

原典は膨大なものであるが、出生率の顕著な減少を契機に西独で、論議が高まってきた人口問題を幅広い見地で考察しており、参考となると考えられるので、公表より時間が経過しているが抄訳として紹介する。

1. 家庭をとりまく状況の変化

新しい問題

現社会が抱えている社会問題として委員会は、強制的ともいえる労働能力の向上、片寄った消費行動といった従来の諸問題に加え、環境汚染問題、失業問題、職業婦人の問題、老人の社会的孤立化問題、教育全般の問題などが新しく付け加わってきたことを指摘するとともに、これが家庭の直面している諸問題を増大させてきていると示唆している。

量の社会から質の社会へ

物質の所有を通して、幸福を得ようとする期待感が余りにも大きすぎると家庭内外の調和を保つために必要な努力が等閑視される危険性が出てくる。現代の社会は確かに

に物質的に豊かになったが、だからといって必ずしも諸手をあげて幸福になったとか、満足出来る状態になったとは言い切れない。

個人の生存維持：その役割と目的

豊かな社会とは多種多様に存在している生活の必要性や需要を迅速且つ幅広く満たすことができ、社会の構成員の健康及び安全が著しい危険にさらされる場合は別として、それ以外の場合には国家の介入をあまり必要としない社会といえる。

豊かな社会における各個人の生存問題とは生存に必要な最低限の生活必需物資を確保することではなく、如何にして限られた手段をもって多様な選択可能性の中からこれぞという選択をするかにあり、手段と選択されるものとの調和を図ることにある。

しかし、このような指標的な目安となる「商品基準」はこれまで十分には研究され

ていない、健康な食生活、家庭に適した商品・サービス等の需給、人間的な職場、子供の特性を考えた玩具、創造的余暇、教育の評価など、これらの概念の内容を各家庭に適した方法で実現させるとともにそれを管理するということは確かに簡単なことではない。

それぞれの家庭に対してどれだけの文化的、物質的生活水準が適しているといった経済面からの判断基準が存在していないばかりでなく、「家庭内のことは他人がとやかく口出しすべきことではない」といった考え方も加わり、その結果「物質的豊かさと、それが各家庭に与える影響についての客観的な判断基準がない」とまで論じられることがある。各家庭の生活の内面を知る機会は極めて限定されていることもあわせて指摘しておきたい。

増加する母親の就業率

15才以下の児童をもつ母親の就業率を国勢調査が実施された1961年の時期にさかのぼってみると、経済が活況を呈した1970年から1974年にかけて著しい増加をみせている。

- 15才以下の児童をもつ母親の就業率

1961年	35%
-------	-----

1976年	40%
-------	-----

職業に就いている母親の大部分は、6才から15才の学校教育期間中にある児童をもつ既婚者である。乳幼児をもつ未婚の母親や離婚した母親の就業率は、1962年以来低下しつづけている。

公共体の職場をはじめ、各職場における

労働時間のフレックス化は、一日中就労しなければならない母親に良い効果を与えたとはいえる、一日8時間の労働時間と通勤時間とを加えてみると、子供を保育園等に預けなければならない母親にとって保育園の開園時間帯と折合わないといった問題も生じている。1970年において職業に就いていた母親のうち、その1/5が往復の通勤に相当な時間をとられている。他の母親の多くは、これを避けるため「個人的理由」からやむを得ず自分の能力、教育以下の職業か、低賃金の職業に就いている。

女性が職業に就いている動機は経済上の理由が多い。男性に較べて少ない賃金とはいえ、女性の所得貢献度は一家計のなかで相当な比重を占めている（家計所得の20～30%）。特にこのことは出産、育児などにより、稼得労働を中断あるいは離職するような場合、家計所得にてき面に現われてくる。

男性の賃金に較べて女性の賃金が低水準にとどまっている理由としては①一般的に、取得している職業資格の水準が男性のそれよりも低いこと②とくにパートタイマーに言えることだが、特定の女性労働は社会的に実際の価値より低く評価されているなどの二点に絞られる。

妻として、母親として、さらに職業婦人としての三役をつつがなく兼務することは、至難なことである。家事と職業との間に板バサミされている母親が、何とかしてこれらの役割を果たそうと努力する際に生ずる諸問題の完全なる解決策はないといっても過言ではない。

住宅問題

戦後の住宅政策は、とにかく住宅の絶対量の不足を克服しようと量的拡大に重点が置かれていた。この結果現在では独立家計の数だけの住宅は一応確保されており、設備の面（例えばトイレ、浴室、セントラルヒーティングなど）も相当改善されてきた。しかし、これらの改善にもかかわらず住居面積については十分改善されなかった。

家族構成4人、住居面積70m²を基準とした場合、同基準に達していない家庭は全体の26%を占めている。これを家族の構成別でみると、子供がいない家庭の場合、その14%が同基準を満たしていないだけだが、子供が4人以上の家庭の場合には59%と、子供の人数に比例して高くなっている。

住宅で問題を抱えている家庭としては、子供の多い家庭をはじめ、子供をもっている若い夫婦もこれに属している。これらの家庭は、たとえ建築年数は多少たっていても低額家賃の借家を求めているのだが、これらの借家はほとんど塞がっているため、やむをえず最近建てられた家賃の高い借家に住まるを得ない状況に置かれている。このような高額家賃の住宅を借りるのは経済的に不可能な場合にこれらの夫婦にとって残されている解決策は、①設備の劣悪な借家、②通勤に不便な郊外に借家を求めて住む以外には、これという解決方法はないのが実情である。

豊かな社会における貧困

豊かな社会における真の貧困とは、生活

するのにもやっとといった極貧状態（例えば生活保護を受けなければ生活していくない者、失業中で失業保険の給付だけでは生活していく上で十分とはいえない者）のことを言うのではない。豊かな社会の貧困とは、生活は豊かになったのにもかかわらず自分たち（本人）で貧しいと思っている人々の貧困状態をいうのである。これを「副次的貧困」と名づける。この場合、その家庭が貧困状態にあるか否かについての客観的な基準といったものはないので主観的な判断に基づいた貧困観の評価に依らざるえない。

現在の西独においては、このような貧困現象はいたる所で顕在化してきた。これに属する現象としては、出生率の低下、文明病に悩む者の増加、過大な消費傾向、物質所有欲の増加などを挙げることができる。確かに生活の量的な改善はなされたが、その半面、質の面がそれと歩調を合わせられなくなり、停滞してしまったようである。経済成長は必要なことかも知れないが、それによって消費一辺倒になり、生活の質の面がなおざりにされたのでは努力の末ようやく達成された経済成長も無駄になってしまふ。この意味で今や消費の問題は社会問題として解決を迫られている。

家庭の機能と家庭循環

現在における家庭循環の特色

①子供の数が減少したため、家庭の形成期である結婚から最後の子供が生まれるまでの期間が短縮された。

②子供の減少に伴ない女性の就業率が高く

なってきた。

③特に子供をもたない家庭に言えることだが、夫婦の親和関係が重要な意味をもつようになつた。

④男性と比較して女性の平均寿命が長くなり、この結果、女性が一人で暮らす期間がさらに引き伸ばされた。この傾向は離婚率の増加により一層顕著になってきている。

女性の価値観の変化

社会における女性の役割の変化、女性解放運動や男女同権への要求などの動きを通して、これまであった「家庭における女性像」が批判的にみられるようになった。その結果の一端として、例えば子供をもつということに関しては、子供をもつ喜びと負担とを、従来以上に比較検討するようになつた。

主婦の家庭内で負っている役割、仕事等は社会的に全くといってよい位評価されていないし、注目も浴びないまま日陰の存在であるとして、今後益々女性の職業生活への活発な参加が見込まれている現在、このまでいくと子供を持つ家庭の数が減少していくのではないかと懸念される。経済成長や富の拡大だけに重点を置くような一面的な社会発展は、その反作用として不可避免に家庭に歪みを生じさせている。

教育問題－悪化してきた教育環境

1960年～1970年代を通じて教育への参加が推進され、より高い水準の教育を受ける者の数も増加してきた。この傾向はすべての階層の家庭に言えることである。

だが、このような発展の背景には、より高い水準の教育イコールより高い質の職業あるいは、より高い社会的地位という考え方が潜んでいた。そんな理由もあって、教育機関の拡大拡充と制度上の改善が実施されたのにもかかわらず、各生徒の置かれている教育事情は悪化してきている。教育の質が向上し、さらに高い教育を受ける者の数も増加してきた半面、経済の発展は鈍化傾向を辿ってきた。この結果、就職競争が激しさを増し、この影響をうけて生徒は、より良い成績をとるためおのずと教育の圧力下にさらされてきている、いわゆる「能力向上への強制的圧力」は生徒同士間での学業成績をめぐる競争が激しくなるにつれて増大してきた。

最近の教育改革の中心的施策目標は「教育の門戸開放と機会均等」及び「教育水準の引き上げ」にあった。目標の設定は一応正しかったとはいえ、政治家が掛け声をかけ、それを両親が聞くだけといった結果に終ったことは否定出来ない事実であり、両親の積極的な教育への参加、理解といった側面が軽視された感があった。仮に、この主張は誤りで、事実とは違っていると言うならば、教育問題に悩み一人取り残され途方に暮れている子供があまりにも多数存在している事実を直視すべきである。

教育進路の決定や職業訓練の決定に際し、判断を下すことが難かしくなってきた折、教育制度の不明瞭と不統一性が、さらにその困難を増大させていている。この事実はとりわけ他州への転校をはじめ州内で転校する場合においてさえ残存したままである。

2. 人口問題

半減した出生数

1964年には100万人以上の新生児が記録されたが、1976年には50万人そこそこであった。このうち94%は正式に結婚している夫婦の子供であった。

1972年は死亡数が出生数を上回るといった逆転現象が起きた年であった。この傾向が続くと仮定した場合、西独の人口は1972年5,600万人から2,000年までには600万人の人口減少が見込まれており、総人口は再び1955年頃の水準と同程度になると予想されている。

婚姻率の状況

婚姻率は低下している。人口1,000人に対して1965年8.3件、1977年5.8件であった。今後とも婚姻者数は減少していく公算が高い。

1965年以来増えつづける結婚年齢の低下

男女とも21才以下で結婚する者は、60年代中期以来、約3倍に増加している。

1976年には全婚姻者中9.1%と、その占める割合が高かったが、産児制限により人口の増加には直接的影響は見られなかった。

離婚率の状況

1965年以来、増加しており、離婚が集中している「危機の年」といわれるのは、これまでのような結婚後7年目ではなく、

3～5年目に多くみられるようになった。

1976年において両親の離婚により影響を被った未成年者は106,000人を数えた。私生児は増加してきているが、離婚による孤児は離婚の時期が結婚後3～5年と短かくなっているため減少している。充分な注意を要する「子供の数と所得の関係」の基準の利用

19世紀～20世紀初頭の頃のように「貧しい家庭の子沢山」といったことはなくなり、現在では比較的裕福な家庭に子供が多い。しかしこの家庭の所得と子供の数の関連については、次の事柄を十分に考慮して用いないと誤った結論を導き出し易い。つまり、家庭の所得高とは母親が職業に就いているか否かで相当違ってくるということだ。たとえば、夫婦共働きをすると所得は増えるが、これにより女性が職業上の理由から子供をもつことを断念することも考えられる。あるいは反対に、所得が増加したため子供をもつ経済的条件が整い、子供をもとうとする方向に作用することにもなりうるのである。それゆえ、所得高云々によって即、子供の数といった因果関係を導くことは出来ない。

避妊ピルだけでは説明できない出生率の低下

子供を持つか否かの決定要因は複雑に絡み合った社会における各要因、条件等に規定される。1966年末以来の出生数の低下原因については、しばしば避妊ピルの普及によるものとされがちで、ピルをその原因として簡単に片付けている観がある。しかし、現在、避妊ピルの常用者は少数で

あり（女性の30%），避妊ピルの普及だけを以て出生数低下の原因を説明することはできない。ましてやピルは出生数の減少原因どころか，それは手段以上の何ものでもない。

希望としては2人位子供を持ちたい

若い独身女性や，まだ子供を持っていない若夫婦は，最低2人の子供を持ちたいと希望している。しかし，実際に子供を持つてみると当初考えていたよりも以外と経済的負担や育児に伴なう心身の負担が大きいことを知り，これを契機に二人以上の子供を持ちたいという希望は薄らいでくる。特にこの傾向は，十分な職業資格をもっていない女性に顕著である。

心理的，社会的条件

高度産業社会においては農業社会に較べて，各個人の自己要求を満たす可能性の幅は大きいと言える。それとともに自己形成への意識や動機も芽ばえ，子供をもつということと他の可能性とを二者択一的に対置されるようになった。高度産業社会における，いわゆる「個人の自由」とは，個人の内部からよりも外部（社会的条件）から，より多くの影響を受けているようである。そのため子供をもつと，この「自由」が制限されると受けとめる人が多くなってきたと言える。

だが（以下の点が重要）そうは言っても，「母親になる」ということそれ自体が拒否されているわけではなく，その条件に対して拒絶反応が起きているのである。それゆ

えに，伝統に深く根ざしている従来の父権制的な「母性観」といったものではなくすべきであり，これとは違った新しい「母性観・母親のイメージ」を創出すべきである。このことは家庭における夫婦の役割，関係の改善化を意味するものであり，婚姻形態そのものの改正ということではない。

将来への不安：

親が生きてきた時代とその影響

子供をもたない夫婦，あるいは子供の数を極力制限している夫婦の年齢は，女性25～35才，男性30～40才の間に集中している。この年代の人達が経験した時代についてみると，1945年から1975年頃迄の時期が相当する。1945年から1955年は社会復興期にあたり，1956年から1965年は「成長の時代」，1965年から1975年は「激動の時代」といえる。この時代を通して育った人は，社会が凄まじいテンポで変動していった時代の体験者であり，それから受けた衝撃も多大なものであった。特に1956年～1965年の間は，物質第一主義的な考え方方が支配していた時期で，消費消費で振り回された時でもあった。しかし，その後において経済情勢は鈍化し始め，これを契機として社会に不安が広がり始めた。将来における社会像を促えることが困難となり，各人は頼りなき自分をもて余すようにさせなってきた。その結果，危険な事は一切避け，物事は慎重に計画を立て，現在の可能性を十分に検討且つ有効に利用するといったタイプの人間が増えてきた。

社会の諸条件の変化が社会構成員に与え

海外文献紹介

る影響等の究明は遅れておりこのことをも織り込んだ人口学の研究促進が要請される。

3. 人口動態と老齢年金

2000年までは増える勤労世代

1975年-2000年の間において男女とも勤労世代が非勤労世代に占める割合は増加するであろう。また20才以下の者が人口に占める割合は1975年29%から2000年に21%に減少していくであろう。

今後、平均寿命の伸長、消費水準の向上、社会保障問題などの推移を考慮して、青少年と老人に要す費用についてみると、青少年に要する費用の方が、60才以上の者にかかる年金よりも約30%多いと予測されている。しかし、これは2000年までの限定付きの下で有効な予測であり、短期的にせよ2000年以降においては事情を異にするのである。

年金給付が社会全体に占める負担度は、1980年頃より減少し始め、1986年頃に最低となる。それから1990年頃までは横ばい状態を続け、2010年頃に、再度、「年金費用の山」が出現すると予測される。その後は再び減少傾向を辿り、2030年頃急増するといわれる。

年金給付額が所得の増加とこれまでのよう歩調を合わせていくとしたら、2000年-2030年頃における年金保険料率は現在の18%（1981年より18.5%）から最低でも27%に引き上げられないと財政的に給付額の維持は困難となるであろ

う。

年金に影響を及ぼす要因

- 人口の年齢構成の変化だけが年金制度、給付内容などに影響を与える唯一の要因ではない。それは他の諸要因中の一つであるにすぎない。その他の要因とは次の通り。
- ①稼働人口の動向（職業婦人の割合、失業者）
 - ②年金制度の改正（年金支給開始年齢の引下げ）
 - ③経済の生産性の変化、投資率の動向
 - ④賃金、所得の変化、その他

これらは短期的にも社会に影響を与える要因である。しかし、これらの要因が今後どのような推移を辿るのかについての予測は困難である。それゆえ、単に出生数が減少するからといって必ずしも年金問題が生ずるとは断言できない。とりわけ予測が困難なのは、出生数の低下が経済に及ぼす影響である。なぜならば生産性の発展を考え合わせてみると、人口の減少率と一人当たりの所得の増減率とは直結して判断出来ないからである。この他年金問題を考える上で重要な要素としては、投資率の動向を挙げることができる。投資率は経済の生産性をも規定する大きな要因であるが、動向の予測は極めてむずかしい。特に輸出依存度が高く、対外経済と深い関連を有す西独経済にそのことが言えるのである。

追記：原資料の入手にあたり、当大使館古瀬書記官の示唆を得た。